

# 入会金及び会費規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の正会員及び賛助会員の入会金及び会費（以下「会費等」という。）について定めることを目的とする。

## (入会金)

第2条 入会金は、100,000円とする。

- 2 入会申込者は、理事会が入会を承認した旨の通知を受領したときは、1月以内に入会金を納付しなければならない。
- 3 会員が部門の独立、営業の譲渡等により退会し、これを譲り受けた会社等が入会する場合、理事会は諸般の事情を考慮し、入会金を免除することができる。

## (会費)

第3条 正会員の会費は、別紙1の正会員年会費算定基準の通りとする。

- 2 賛助会員の会費は、別紙2の賛助会員年会費規定の通りとする。
- 3 会員は入会日（理事会において入会の承認があった日）又は4月1日に当該年度の年会費を支払う義務を負担する。
- 4 理事会は第2条第3項により入会金の免除を受けた会員について、諸般の事情を考慮し、入会した年度の会費の全部又は一部を免除することができる。

## (会費の納付等)

第4条 会費の納付は、原則として当該年度の6月末までに一括納付するものとする。ただし、事業年度の途中で入会したときの会費は、第3条の規定に係わらず、当該年度を四半期に分け、当該会員が会員となった月日の属する四半期から数えて、当該年度の残りの四半期数に、当該会員の該当する年会費の4分の1を乗じた額とし、入会金と同時に納付しなければならない。

- 2 会費等の送金に要する費用は会員負担とする。

## (退会に伴う会費の納付)

第5条 定款第8条、第9条及び第10条により会員資格を喪失した場合、会員は年会費につき期限の利益を失い直ちに未納会費全額を納付しなければならない。

## (会費等の返還)

第6条 本会は定款第8条の規定に基づく会員の退会及び同第9条の規定に基づく会員の除名に際して、同第10条第2項の規定により、既に納付された入会金、会費等は返還しないものとする。

## (臨時会費)

第7条 本会の運営に特に必要あるときは、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。

## (実施要領)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(改廃等)

第9条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。  
ただし、入会金及び別紙1、別紙2で定める会費算定基準の改訂については、社員総会の承認を得なければならない。  
なお、本規程の軽微な文言等の修正については、社員総会及び理事会の承認を要さない。

〈附則〉

この規程は、平成22年10月1日からこれを施行する。  
この規程は、平成24年11月21日からこれを改訂し、施行する。

## 正会員年会費算定基準

正会員は、その申告する売上高に応じて、年会費が定まる。

売上高とは、直近の決算期におけるコンピュータエンターテインメント関連の年間売上高とする。

レベル	売上高	年会費
1	1億円未満	180千円
2	1億円以上、5億円未満	240千円
3	5億円以上、10億円未満	360千円
4	10億円以上、50億円未満	480千円
5	50億円以上、100億円未満	600千円
6	100億円以上、200億円未満	720千円
7	200億円以上、300億円未満	840千円
8	300億円以上、400億円未満	960千円
9	400億円以上、500億円未満	1,080千円
10	500億円以上	1,200千円
個人		180千円
団体		360千円

## 賛助会員年会費算定基礎

賛助会員は、下記の4種類とし、それぞれの年会費を下記のように規定する。

賛助会員種別	対象となる会員	年会費
特別賛助会員	本会の目的に賛同し、主たる事業としてゲーム機器・コンピュータハードウェア等の開発又は制作販売を営み、且つコンピュータエンターテインメントソフトウェアの開発又は制作販売に関する事業を主たる事業としていない法人及びこれらの者を構成員とする団体	1口 100万円とし 1口以上
一般賛助会員	本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする正会員・特別賛助会員・海外賛助会員に該当しない法人及びこれらの者を構成員とする団体とする	1口 36万円とし 1口以上
個人賛助会員	本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人	1口 18万円とし 1口以上
海外賛助会員	本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする海外法人で、日本国内に同一法人を持たない者とする	1口 18万円とし 1口以上